

9. 災害対策基本法に基づく警戒区域

(1) 警戒区域の設定

市町村は、人の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づいて、警戒区域の設定を行う。また、既に開設されている避難所等や住民、登山者等に対して警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家等の助言も踏まえ協議会等で協議し設定する。

両県は火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、市町村に対して警戒区域の設定について助言を行う。

気象庁、火山専門家等は、市町村が警戒区域を設定する際に、協議会等へ助言を行う。

協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。

両県、市町村、道路管理者は警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所の設置などを行う。なお、道路管理者が未到着であり、警察官が先に到着した場合は、道路管理者の交通規制が完了するまでの間、応急的に交通規制を行う。

(2) 警戒区域の縮小又は解除

市町村は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、市町村や都道府県に助言を行う。

両県、市町村、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか二次被害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な交通規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。なお、道路管理者が未到着であり、警察官が先に到着した場合は、道路管理者の交通規制が完了するまでの間、応急的に交通規制を行う。